

## 一般社団法人日本キャリアデザイン学会倫理規程

### (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本キャリアデザイン学会定款第5条に定める事業を行うにあたって、会員が行うべき行為について定める。

### (基本的考え方)

第2条 会員は、関係法令のほか、学会の設立趣旨、定款及び本規程を十分に理解し、これに違反することがないように行動しなければならない。

### (責任)

第3条 会員は、自らの行う研究及び実践の活動が、個人、組織及び社会に影響を及ぼしうることを認識し、その責任に対する自覚をもって行動しなければならない。

### (人権の尊重)

第4条 会員は、自らの行う研究及び実践の活動において、その協力者・関係者の人権を尊重し、これを侵害することのないよう、最大限の努力を払わねばならない。

2 会員は、研究及び実践の協力者・関係者の個人間及び集団間に存在する差異を尊重し、偏見をもって行動したり、差別を行ったりしてはならない。

### (説明及び同意)

第5条 会員は、自らの行う研究及び実践の実施に際して、その協力者・関係者に対し、事前に、その目的及び具体的内容について説明し、文書または口頭で同意を求めなければならない。この際、協力・参加への勧誘は過度のものであってはならない。

2 会員は、自らの行う研究及び実践の実施に際して、その協力者・関係者に対し、事前に、自らの意思で参加・協力を拒否、中断又は放棄できることを説明しなければならない。その際、拒否、中断又は放棄を行った場合でも不利益を被ることがないことを説明しなければならない。ただし、研究及び実践の内容等に鑑み、事前に説明を行うことが困難な場合は、事後速やかに事情を説明し、同意が得られた場合においてのみ、その結果を使用できることとする。

3 会員は、学校、職場、家庭、各種施設などにおいて研究及び実践を行う場合には、当該組織等の現場において責任を有する者の許可を得なければならない。

### (情報の管理と守秘義務)

第6条 会員は、研究や実践の活動によって得た個人情報ならびに組織の秘密情報（以下、

「取得情報等」という) について、個人のプライバシーや組織の利益等が侵害されないよう、厳重に管理するものとする。

- 2 取得情報等については、実施時に同意を得た本来の目的以外に使用してはならず、また同意を得た情報以外を利用してはならない。

(著作権侵害の禁止)

第7条 研究及び実践にあたっては、他者の知的財産権を侵害してはならない。

(研究成果の公表)

第8条 研究や実践の成果については、研究大会や研究会等での発表、論文や著書の公刊等を通じて、できる限り社会還元するよう努力しなければならない。

- 2 研究や実践の成果の公表にあたっては、研究の社会的、人道的、政治的意義を十分に認識し、専門家としての責任を自覚のうえ、行わなければならない。
- 3 会員は、剽窃・盗用のほか、いわゆる二重投稿（既に公表している原稿や投稿中の原稿の投稿）をしてはならない。
- 4 会員は、研究によって得られた調査・分析結果等を、改ざん、捏造、偽造してはならない。
- 5 研究のために用いた各種資料等については、その出典を明記しなければならない。
- 6 共同研究の公表にあたっては、共同研究者の権利等に配慮しなければならない。

(会員としての活動)

第9条 会員は、会員以外の第三者に対して、本学会への入会を強要してはならない。また、本人の意思に反する入会手続きをしてはならない。

- 2 会員は、他の会員及び第三者に対して、研究大会、研究会等への参加に関し、参加を強要してはならない。
- 3 会員は、本学会の会員、代議員、役員等の立場を利用し、他の会員または第三者に対し、営利活動その他本学会の目的以外の活動をしてはいけない。
- 4 定款に定められた理事長、理事会、委員会、支部以外の者は、本学会の名称を使用した研究会等を行ってはならない。

(申し立て)

第10条 本規程に抵触する行為があった場合の申し立て先は、学会事務局とする。

(倫理委員会)

第11条 理事会は、会員または第三者から前条の申立てがあった時は、速やかに倫理委員会を設置しなければならない。

- 2 倫理委員会は、業務執行理事のほか、理事会が推薦する3名以上の理事（申立てのあった事実に関与したものと思量される者を除く）で組織する。
- 3 前項の規定にかかわらず、倫理委員会が必要と認めた場合には、第三者を委員として加えることができる。
- 4 倫理委員会は、申立てのあった事実について調査し、その結果を理事会に報告しなければならない。

（会員の資格喪失の判断）

第12条 理事会は、倫理委員会の報告を踏まえ、定款第11条第七号に係る判断を行う。

（改定）

第13条 本規程の改定は、理事会の決議によって行う。

（付則）

- 1 本規程は、2019年8月10日より施行する。